

第2章 動物愛護管理行政の現状と課題

1 犬猫の収容と処分状況

■ 現 状

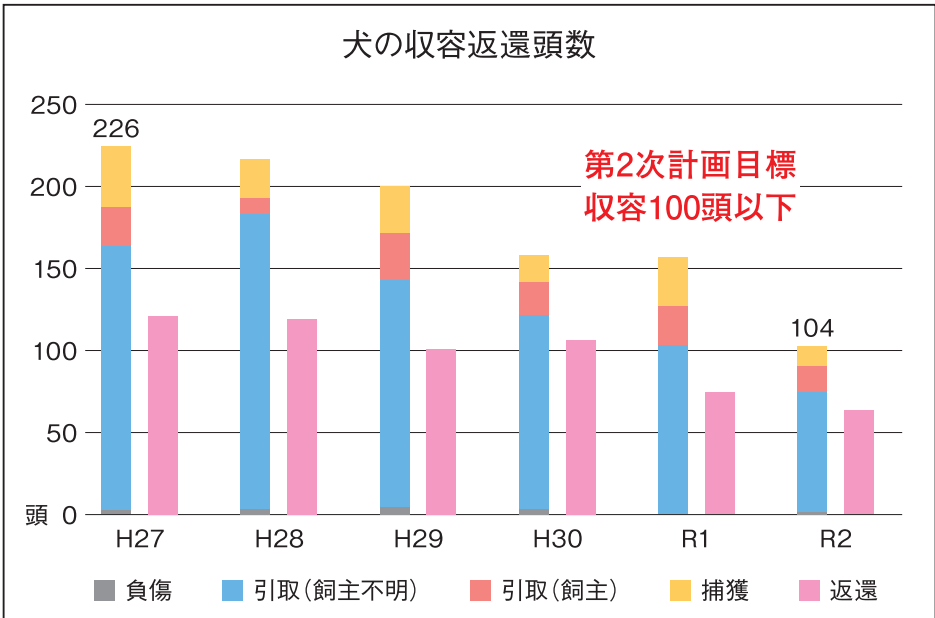
(1) 犬猫の収容返還頭数

放浪犬による危害発生を防止するための犬の「捕獲」、所有者不明の犬猫や負傷した犬猫、また、飼い主が飼えなくなった犬猫の「引取り」を行っています。

飼い主不明として収容された犬猫の情報は、動物愛護管理センターのホームページ「わんにゃんよかネット」へ掲載し、飼い主が判明したものは飼い主への返還に努めていますが、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示がないために返還されない犬猫がいます。

犬猫の収容頭数は減少傾向にあります。子猫の占める割合が依然として高い状況にあります。

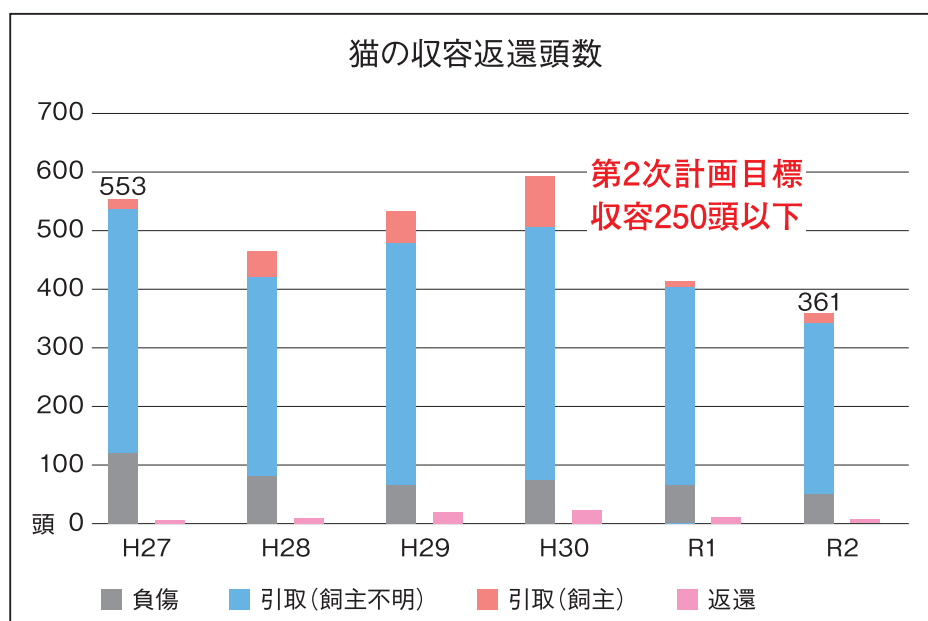
① 犬



内訳

年 度	27	28	29	30	1	2
捕 獲	36	25	28	16	30	11
引取(飼い主)	23	9	29	20	24	16
引取(飼い主不明)	164	182	140	121	104	75
負 傷	3	4	5	3	1	2
収容計	226	220	202	160	159	104
返 還	124	122	103	108	76	65

② 猫



内訳

年 度	27	28	29	30	1	2
引取(飼い主) (うち子猫)	14 (0)	45 (6)	56 (17)	86 (41)	8 (0)	17 (0)
引取(飼い主不明) (うち子猫)	418 (389)	339 (294)	414 (352)	434 (399)	342 (306)	292 (267)
負 傷 (うち子猫)	121 (45)	83 (32)	65 (16)	76 (31)	65 (22)	52 (16)
収容計 (うち子猫)	553 (434)	467 (332)	535 (385)	596 (471)	415 (328)	361 (283)
返 還	4	9	18	24	11	8

課 題

- 安易な理由で飼い始めるなどして飼い主がペットを飼育放棄することがないように、適正飼育、終生飼育の啓発が必要です。
- 収容頭数の割合が高い飼い主不明の子猫の収容を減らすための対策について検討する必要があります。
- 多頭飼育に陥ることのないよう不妊去勢手術の必要性について、飼い主に啓発していく必要があります。
- 収容された犬猫の返還率向上のため、飼い主に対し所有者明示の啓発やマイクロチップの装着を推進していく必要があります。

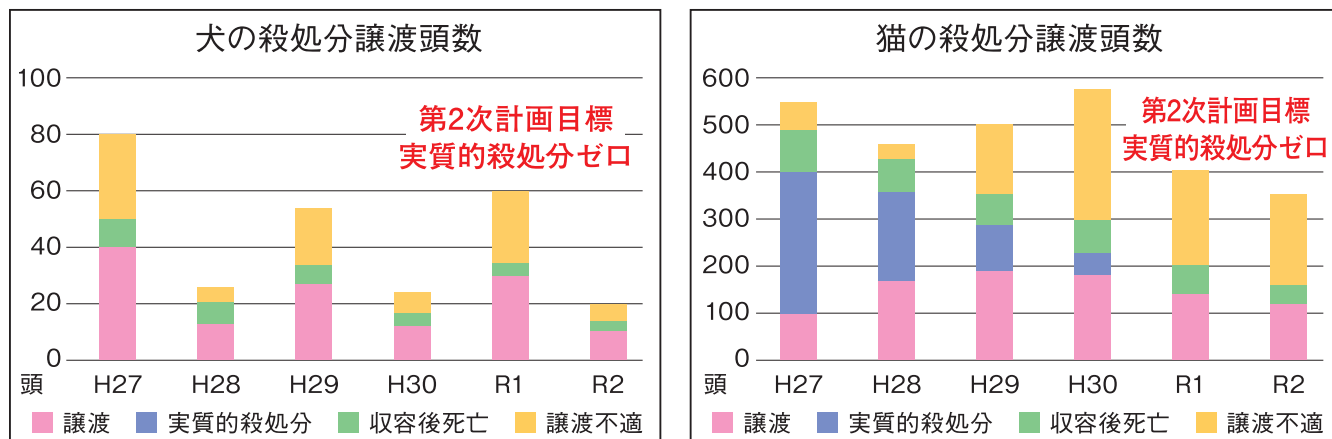
(2) 犬猫の殺処分譲渡頭数

■ 現 状

収容された犬猫は可能な限り新しい飼い主に譲渡しています。

ミルクボランティア事業や犬猫譲渡サポート店制度など譲渡推進の取組みにより、令和元年度から実質的殺処分ゼロを達成しています。

重篤な病気や攻撃性などにより譲渡困難な犬猫については、やむを得ず殺処分を行っています。また、その多くは飼い主不明の子猫となっています。



① 犬

年 度	27	28	29	30	1	2
収容後死亡	10	8	7	5	5	4
譲渡不適	30	5	20	7	25	6
実質的殺処分	0	0	0	0	0	0
殺処分計	40	13	27	12	30	10
譲渡	77	93	61	60	59	30

② 猫

年 度	27	28	29	30	1	2
収容後死亡	91	72	69	67	64	43
譲渡不適	59	34	150	280	202	191
実質的殺処分	301	187	95	50	0	0
殺処分計 (うち子猫)	451 (375)	293 (223)	314 (227)	397 (317)	266 (213)	234 (179)
譲渡	99	169	192	182	138	119

■ 課 題

- 譲渡適性判定の見直しや譲渡不適の犬猫の取扱いについて検討する必要があります。
- 飼い主不明の子猫の収容を減らすため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進する必要があります。

2 犬猫に関する苦情件数及び苦情内容

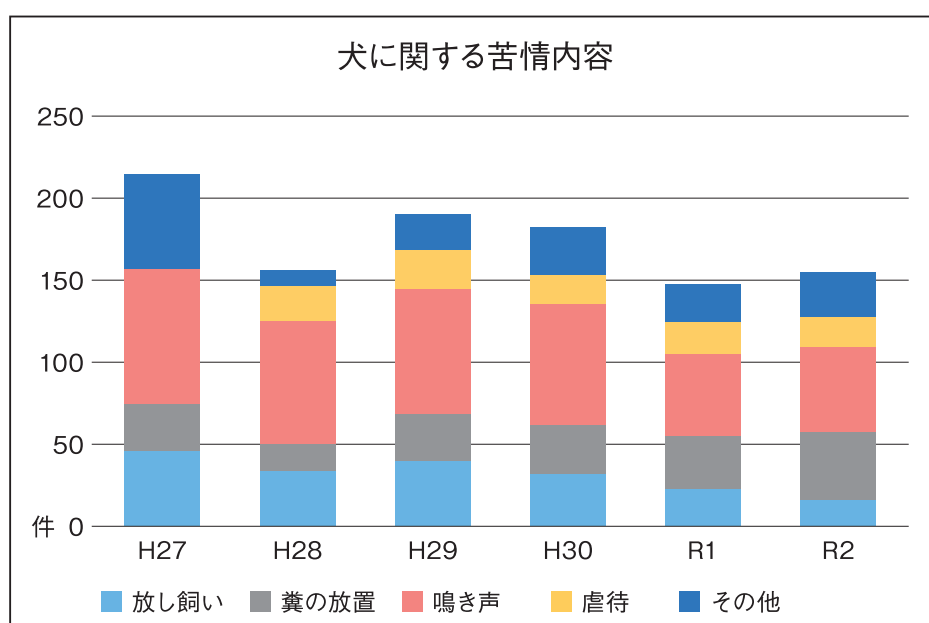
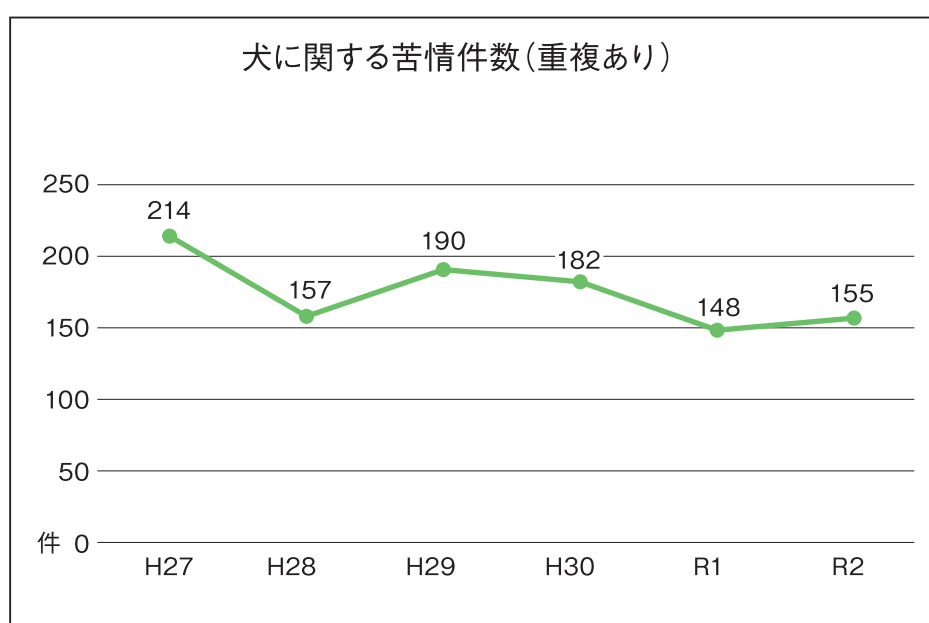
■ 現 状

犬猫の飼育等に関する苦情については、電話または窓口で申し立てを聞き取り、原因者が判明している場合は、動物愛護管理センターの職員が直接現場に出向いて指導を行っています。

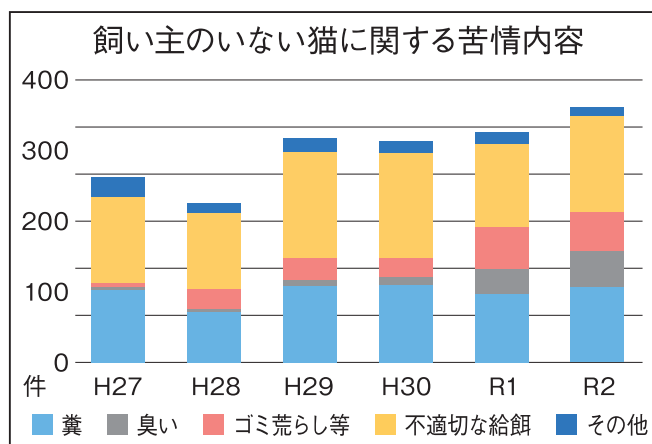
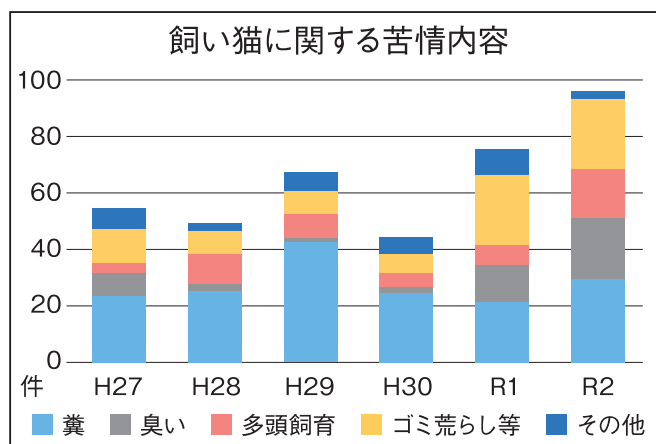
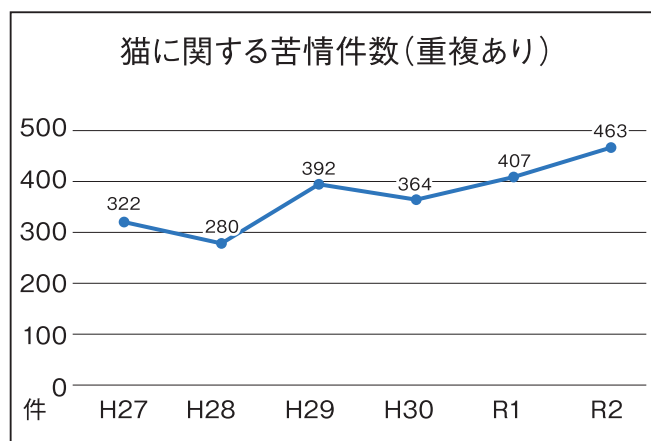
苦情件数は、犬は横ばい、猫は増加傾向で、申し立ての多い内容は、犬では「鳴き声」や「糞の放置」、猫では「糞尿被害」や「飼い主のいない猫への不適切な給餌」となっています。

また、犬猫の多頭飼育に関する苦情や相談も寄せられており、飼育困難に陥っているなど深刻な事例もみられます。

(1) 犬



(2) 猫



課題

- 犬猫の飼い主へのマナー向上やルールへの遵守など、他人への迷惑防止の啓発を継続していく必要があります。
- 猫の飼い主へ屋内飼育や不妊去勢手術の必要性などの適正飼育について啓発していく必要があります。
- 飼い主のいない猫への不適切な給餌者に対する効果的な指導啓発方法について検討する必要があります。
- 猫の多頭飼育問題が深刻化しているため、多頭飼育問題の予防や問題が発生した際の対策が必要です。

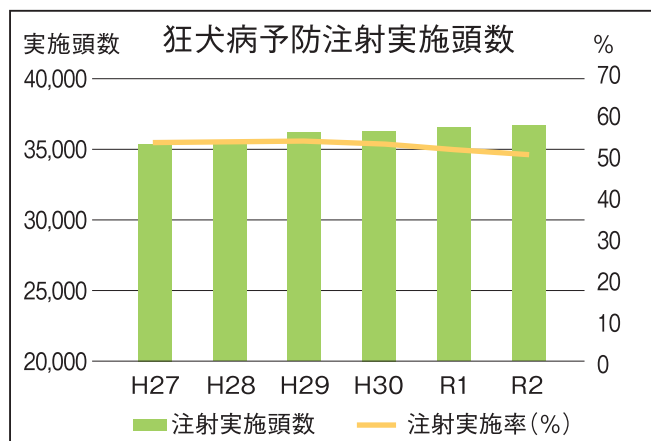
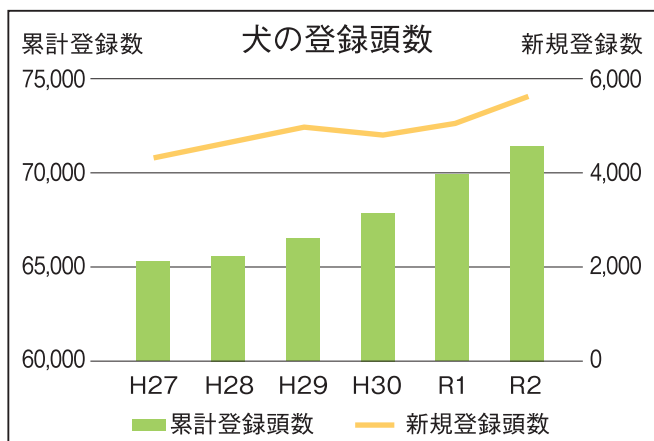
3 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

■ 現 状

犬を飼育する際には、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が必要です。

福岡市における新規登録頭数は増加傾向にありますが、累計登録頭数に対する狂犬病予防注射の実施率は減少傾向にあり令和2年度は51.3%と低迷していることから、接種率の向上が急務となっています。

また、登録している犬の死亡や転居などによる登録事項変更の届出を行っていない飼い主がいます。



年 度	27	28	29	30	1	2
累計登録	65,291	65,533	66,490	67,795	69,862	71,412
新規登録頭数	4,315	4,624	4,956	4,811	5,060	5,617
注射実施頭数	35,364	35,686	36,169	36,318	36,505	36,649
注射実施率(%)	54.2	54.5	54.4	53.6	52.3	51.3

■ 課 題

- 狂犬病予防注射の実施率の向上のため、狂犬病の正しい知識について飼い主に効果的に指導啓発を行う必要があります。
- 犬の転入転出や死亡時の手続きについて、飼い主に周知徹底する必要があります。

4 動物取扱業の登録状況等

現 状

動物愛護管理法の規定に基づき、動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）の販売、保管、貸出し、訓練または展示等を「業」として行うには、「第一種動物取扱業」として市長の登録を受けなければなりません。

また、飼育施設を有し営利を目的としない動物の取扱いを「業」として行うもの（例：譲渡・訓練などを行う動物愛護団体等）は「第二種動物取扱業」として市長に届出をする必要があります。

第一種動物取扱業の登録件数、施設の実数は年々増加しています。

令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業への規制が強化されました。

「犬猫パートナーシップ店制度」、「譲渡サポート店制度」を開始し、動物取扱業者と共働で適正飼育や収容犬猫の譲渡推進に取り組んでいます。

年 度			27	28	29	30	1	2
第一種動物取扱業	登録件数	販売	169	183	188	170	173	197
		保管	264	273	291	297	317	337
		貸出し	8	9	9	14	16	17
		訓練	37	40	46	42	46	48
		展示	33	37	41	40	48	55
		譲受飼養	-	-	-	1	3	4
	施設実数		408	437	464	438	468	516
	監視施設数		136	124	101	301	251	248
第二種動物取扱業	登録件数	譲渡	6	9	9	9	9	10
		保管	3	3	3	3	3	3
		訓練	1	1	1	1	1	1
		展示	1	1	1	1	1	1
	施設実数		6	9	9	9	9	10

犬猫パートナーシップ店制度	譲渡サポート店制度
・マイクロチップを装着した犬猫の販売 ・販売時の飼い主への適正飼育の講習 ・センターの犬猫譲渡の広報 等	センターの譲渡犬猫を店舗で預かり、市民への適正譲渡を実施
認定店舗数 8店舗（令和2年度）	認定店舗数 15店舗（令和2年度） 譲渡実績 猫 3頭（ ）

課 題

- 動物愛護管理法の改正により強化された規制について、監視指導を徹底する必要があります。
- 動物取扱責任者研修会の内容を充実させ、責任者及び従事者の資質向上を図る必要があります。
- 犬猫パートナーシップ店、譲渡サポート店制度を進めるなど、第一種動物取扱業との連携を深める必要があります。

5 特定動物飼育施設の状況

■ 現 状

動物愛護管理法の規定に基づき、人の生命、身体または財産に危害を加える恐れがある動物として定められた動物(特定動物)の飼育を行う際には、市長の許可を受けなければなりません。

令和2年6月からは、愛玩目的で新たに特定動物を飼育することは認められなくなりました。

また、特定動物の繁殖により生まれた動物(交雑種・ハイブリッド種)も特定動物として規制対象に追加されました。

令和2年度3月末の許可件数は25施設51件で、131頭の飼育実態があります。

年 度	27	28	29	30	1	2
施設数	17	17	20	16	22	25
許可件数	57	57	54	43	47	51
飼育頭数	138	113	117	109	132	131

■ 課 題

- 人への危害防止のため、特定動物の適正飼育について飼育者に指導啓発していく必要があります。

福岡市で飼育されている主な特定動物

動物園

【哺乳綱】ニホンザル、チンパンジー、オランウータン、ライオン、トラ、ヒョウ、ツキノワグマ、マレーグマ、カバ、サイ、キリン

【鳥 綱】オジロワシ、コンドル、ヒクイドリ

個人(愛玩用)

【爬虫綱】ボアコンストリクター、メガネカイマン、ワニガメ



6 動物愛護・適正飼育の普及啓発

■ 現 状

動物の愛護及び適正飼育の普及啓発のため、小学校等での出張授業や各種イベント等を開催しています。

子ども向けの啓発プログラムは、幼稚園、小学校低学年向けのふれあいを中心とした「ハローアニマル」から、小学校中高学年向けの講話を中心とした「道徳授業」に移行して実施しています。

また、適正飼育の啓発イベント及び犬猫に関する相談会を毎月実施しています。

令和3年1月に福岡県ワンヘルス推進基本条例が施行され、ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共生社会づくりの推進が規定されました。

年 度		27	28	29	30	1	2
ハローアニマル (幼稚園、小学校低学年)	回 数	78	112	114	129	29	-
	人 数	3,211	4,404	4,552	4,042	3,062	-
道徳授業 (小学校中高学年)	回 数	2	33	28	29	18	4
	人 数	230	788	1,084	2,146	1,955	204
しつけ方講習会	回 数	13	16	11	12	11	6
	人 数	219	302	200	120	181	81
しつけ方相談	回 数	92	87	36	25	16	4
	人 数	150	138	50	47	23	5
わんにゃんよかイベント	回 数	12	11	12	12	10	8
	人 数	1,115	1,065	821	754	818	566
犬猫よろず相談	回 数	12	12	11	12	8	8
	人 数	171	178	189	224	170	87
動物愛護フェスティバル	人 数	4,500	5,700	2,400	6,500	4,500	-
出前講座	回 数	4	2	3	8	12	1
	人 数	62	38	52	212	518	15

(1) 小学校等での動物愛護事業

① 道徳授業

小学校中学年から中学生を対象に、動物を飼うことの責任や、いのちの大切さ、動物に関する問題について学び考えることを目的として、動物愛護管理センター職員が学校に出向き出張授業を行っています。

② ハローアニマル

幼稚園児や小学校低学年の児童を対象に、モデル犬とのふれあいを通して動物を飼うことの責任や、いのちの大切さ、思いやりの心の育成を目的とする、出張授業を令和元年度まで実施していました。

(2)家庭犬のしつけ方講習会・しつけ方相談

犬の飼い主やこれから犬を飼おうとする市民を対象に、適正飼育や終生飼育の啓発、モラル・マナーの向上を図るため、ドッグトレーナーなどの外部講師が行う「しつけ方講習会」や動物愛護管理センター職員が個別に相談を受け、アドバイスを行う「しつけ方相談」を実施しています。

(3)わんにゃんよかイベント

動物関係団体との共働により、犬のお手入れ体験、犬のしつけ方相談、犬猫の譲渡相談など適正飼育の啓発イベントを動物愛護管理センターで開催しています。

(4)犬猫よろず相談

動物関係団体やドッグトレーナー、行政書士などと共働し、終生飼育を推進することを目的に犬猫の飼い主が抱える疑問や問題に応える相談会を動物愛護管理センターで毎月開催しています。

(5)動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバル

毎年、動物の愛護と適正飼育について広く市民に啓発するため、動物愛護週間行事及び動物愛護フェスティバルを開催しています。

①動物愛護週間行事

9月20日から9月26日の動物愛護週間中に、犬猫の慰霊祭や啓発パネル展を実施しています。

②動物愛護フェスティバル(どうぶつ愛護フェスティバルinふくおか)

動物関係団体などと実行委員会を組織し、10月に舞鶴公園を会場として開催しています。

実行委員会構成団体:22団体(福岡市含む)、協力団体:9団体

メインテーマ:人もどうぶつもしあわせになるために

内容:参加団体の活動内容紹介、家庭犬のしつけ方教室、犬猫セミナー、健康・飼育相談、長寿犬猫の表彰、動物愛護パネル展示、ステージイベントなど

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止になりました。

(6)出前講座

「ノラネコ問題と地域猫活動」や「動物愛護」をテーマに動物愛護管理センターの職員が地域の公民館等に出向き説明を行っています。

■ 課 題

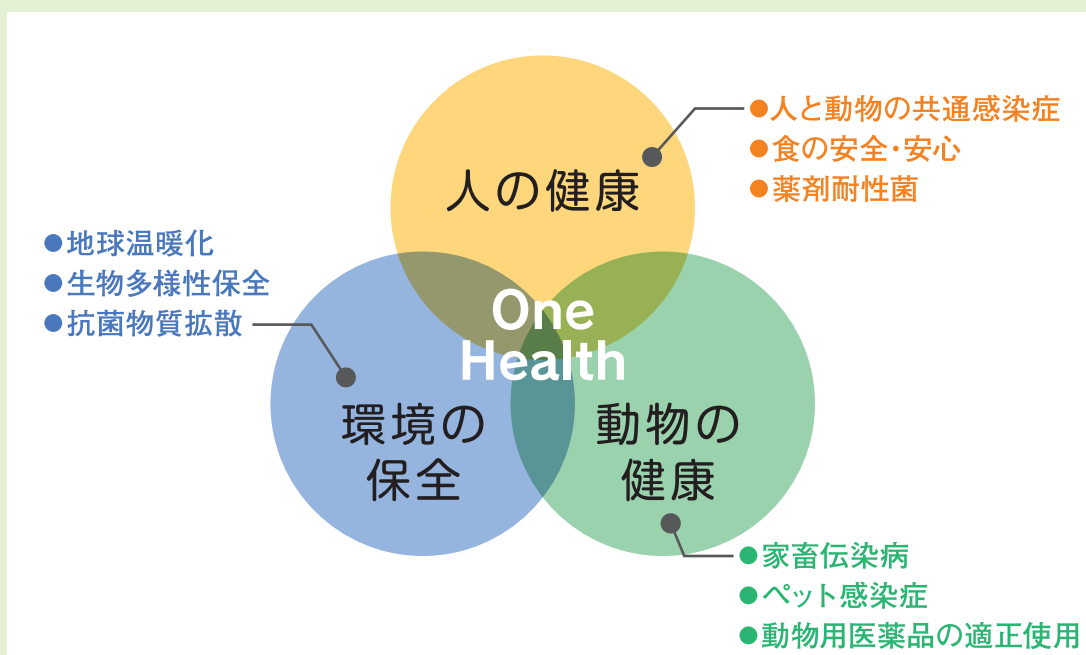
- ホームページ・SNS・市政だより・チラシなどの多様な広報媒体を活用し、動物愛護の普及啓発に努める必要があります。
- 適正飼育の知識が必要な初めて動物を飼う人や不適正飼育者等への効果的な啓発方法について検討する必要があります。
- ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共生社会づくりを推進するための普及啓発を行う必要があります。

コラム ワンヘルスについて

「ワンヘルス」とは、人と動物の健康、そして環境の健康(健全性)は一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守らなければならないという理念です。新型コロナウイルス感染症を始めとした新興感染症や人と動物の共通感染症への対策が重要となるなか、「ワンヘルス」が注目されています。

福岡県では、令和3年1月に全国初となる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が施行され、ワンヘルス実践のため以下の6つの基本方針が定められています。

- ①人と動物の共通感染症対策
- ②薬剤耐性菌対策
- ③環境保護
- ④人と動物との共生社会づくり(動物愛護の推進など)
- ⑤健康づくり
- ⑥環境と人と動物のより良い関係づくり



7 動物関係団体やボランティアとの連携・共働

現 状

市に登録された譲渡団体を通じて犬猫の譲渡を行っています。

また、収容犬猫の飼育管理や啓発イベントなどのセンター業務に参加する一般ボランティアと、離乳前の子犬子猫を哺育してもらうミルクボランティアを募集していますが、登録者数に比べボランティアの参加者数が少ない状況にあります。

また、関係団体と共働で動物愛護フェスティバルをはじめとした啓発イベントを開催しています。

内 容		令和2年度実績
収容犬猫の団体譲渡	動物愛護管理センターに収容された犬猫を市に登録された譲渡団体を通じて市民等に譲渡しています。	・犬 4頭 ・猫 20頭
一般ボランティア	登録ボランティアが収容犬猫の飼育管理や啓発イベントなどセンターの業務に参加しています。	・登録者数 217人
ミルクボランティア	離乳前の子犬子猫をボランティアに哺育してもらい、離乳後、福岡市獣医師会の病院を中心に譲渡しています。	・登録者数 73組 ・譲渡頭数 57頭
啓発イベント実施	啓発イベント等を関係団体と共働で開催しています。(動物愛護フェスティバル、犬猫よろず相談、わんにゃんよかイベント)	・6 動物愛護・適正飼育の普及啓発参照

課 題

- 適正譲渡推進のため、譲渡団体との連携を深めていく必要があります。
- ボランティアが参加しやすい仕組みや環境づくりに取り組んでいく必要があります。



8 危機管理対策

■ 現 状

災害対策として福岡市地域防災計画に愛玩動物対策を規程するとともに、福岡市獣医師会と「災害時の被災動物の救護活動に関する協定」を締結しています。

狂犬病対策として「福岡市狂犬病対応マニュアル」を策定しています。

項 目	計画等	概 要
災害発生時の対応	福岡市地域防災計画	災害により飼育困難となった愛玩動物の保護や同行避難の支援、住居に取り残された動物の保護などの対応を定めています。
	災害時の被災動物の救護活動に関する協定書（一般社団法人福岡市獣医師会）	災害発生時の被災動物の一時保護や治療等の救護活動に関する協力について協定を締結しています。
狂犬病発生時の対応	福岡市狂犬病対応マニュアル	市内で狂犬病疑いの動物を認めた場合の検査や診断対応及び狂犬病発生時のまん延防止対策等を定めています。

■ 課 題

- 災害や狂犬病発生時における、関係部局や獣医師会等の関係団体とそれぞれの役割を確認し、具体的な連携体制を整備する必要があります。
- 災害時のペットの同行避難について、飼い主への周知を行う必要があります。